

社援保発 1226 第 1 号
令和 6 年 12 月 26 日

各 都道府県・市町村 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長
(公印省略)

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の
一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮願います。

○「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日 社保第34号 厚生省社会局保護課長通知)

改正後	現行
都道府県知事 各 殿 指定都市長	都道府県知事 各 殿 指定都市長
厚生省社会局保護課長	厚生省社会局保護課長
生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて	生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて
第1～第7 (略)	第1～第7 (略)
第8 収入の認定	第8 収入の認定
問1～63 (略)	問1～63 (略)
<u>問64 次官通知第8の3(3)テにおける第三子以降児童手当に定める収入認定除外額の適用時期について、具体的な取扱いを示されたい。</u>	(新設)
<u>答 13歳に達する年度の4月に支払われる児童手当については、12歳に達する年度の2月及び3月分として支払われるものであるため、次官通知第8の3(3)テ(ア)に規定する「第三子以降児童手当に係る支給対象児童であって12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」に対して支払われるものとして15,000円(1人1月当たり)を収入として認定しない取扱いとし、13歳に達する年度の6月に支払われる児童手当から20,000円(1人1月当たり)を収入として認定しない取扱いとすること。</u>	
<u>問65 次官通知第8の3(3)テにおける第三子以降児童手当について、支給対象児童が、児童福祉施設に入所した後に入所前の2ヶ月分の児童手当が支払われる場合や18歳に達する年度の2月及び3月分の児童手当が19歳に達する年度の4月に支払われる場合は、どのように取り扱うのか。</u>	(新設)
<u>答 いずれも次官通知第8の3(3)テに定める額を収入として認定しない取扱いとして差し支えない。</u>	
第9～13 (略)	第9～13 (略)